

輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。）のうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地として輸出する場合に係る手続きフロー及び各手続きにて可能性のある違反例について

→ はい
→ いいえ

